

会員規程

特定非営利活動法人キャリアデザイン研究所
会員規程

平成30年6月1日制定

特定非営利活動法人キャリアデザイン研究所規程

平成30年6月1日施行

(目的)

第1条 この規定は、本会の定款第3章に基づき、会員の入退会・資格の喪失並びに入会金及び会費の納入に関し必要な事項を定め、

これにより当法人の運営を行うため設置した。

第2条 本会の会員種別は定款第3章第6条に定めた通り、(1) 正会員 (2) 賛助会員の2種とする。

(1) 正会員とは、当法人の活動の理念・目的に賛同し、各種活動に可能な範囲で参加協力する個人の会員をいう。

(2) 賛助会員とは、当法人の理念・目的に賛同し、当法人活動を主に資金的に支援する意思を持つ個人及び団体の会員をいう。

(入会)

第3条 本会に入会しようとする者は、理事長が定める入会申込書に必要事項を記入し、当法人事務局に FAX, E-Mail, または直接提出するものとする。入会金、年会費等は原則振込受付とするが、事務局での現金受領も可能である。

本振込・現金受領確認をもって入会成立とする。会員の入会については定款第

7条の通り、特に条件を定めない。

(年会費・入会金)

第4条 年会費・入会金は次のとおり定める。

(1) 正会員 入会金 10,000 円 年会費 7,000 円 (プラス任意で寄付金 3,000 円)

(2) 賛助会員 入会金 なし 年会費 1 口 3,000 円 (1 口以上の任意の寄付金として取り扱い、制限は設けない)

(3) 毎年4月中に当法人指定口座へ振込または現金支払とする。

(4) 賛助会員の年会費は当法人への寄付金として受領し、便宜供与の無いものとする。

(会員資格有効期間・喪失・退会)

第5条

(1) 会員の資格有効期間は当法人決算期間 (毎年4月1日～翌年3月31日) とする

が、会員または当法人から申し出がない限り、満了の翌月から1年間延長するも

のとし、以後も同様とする。ただし、定款第9条のとおり、退会届の提出、本人

の死亡又は賛助会員団体が消滅した場合、正当な理由なく継続して1年以上会費

を滞納したとき、並びに当法人から除名された場合は会員資格を喪失する。

(2) 定款第10条の通り、会員は理事長が別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

(3) 定款11条に定める通り、1) 法令又は当法人の定款及び規則等に違反したとき

2) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたときは、総会の議決により除名することが出来る。

(4) いずれの場合も、定款にさだめる通り、すでに納入した入会金、会費及びその他の拋出金品は返還しないものとする。

(5) 遠隔地への転勤、病氣療養などやむを得ない事由により休会を希望する会員は事由書を理事長あてに提出し、休会扱いとすることができる。この場合は年会費を免除する。ただし、すでに納入した会費は返還しないものとする。

(会員規約の変更)

第6条 当法人は、運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することがある。

以上